Ⅰ　県北家畜保健衛生所の概要

1　沿革

昭和24年 8月 1日	川西家畜保健所を旧川西町(現大田原市)に設置
昭和24年 8月 5日	野崎家畜保健所を旧野崎村(現大田原市)に設置
昭和25年 9月 1日	家畜保健衛生所法の施行により川西及び野崎家畜保健衛生所と改称
昭和26年 3月31日	氏家家畜保健衛生所を旧氏家町（現さくら市）に設置
昭和28年 3月31日	野崎家畜保健衛生所を狩野家畜保健衛生所と改称し、狩野村(現那須塩原市)に移転
昭和29年 8月16日	那須家畜保健衛生所を那須町に設置
昭和41年 4月 1日	川西、狩野、那須家畜保健衛生所を西那須野家畜保健衛生所として整備統合、那須家畜保健衛生所を那須支所と改称、川西家畜保健衛生所を廃止
昭和42年 3月31日	西那須野町（現那須塩原市）狩野に新築移転
昭和46年 4月 1日	那須支所を廃止し、検査課を新設
昭和55年 4月 1日	西那須野町（現那須塩原市）緑に新築移転
平成12年 4月 1日	氏家家畜保健衛生所管内の那須郡４町（現那須烏山市、那珂川町）を管内に組み入れ、県北家畜保健衛生所と改称、氏家家畜保健衛生所を廃止
平成15年 4月 1日	県北家畜保健衛生所附属検査施設を県酪農試験場（現畜産酪農研究センター）敷地内に新設
令和 2年 2月25日	現在地に新築移転

2　所在地

〔県北家畜保健衛生所〕

〒329-2713　栃木県那須塩原市千本松８００-３

TEL　０２８７－３６－０３１４　　FAX　０２８７－３７－４８２５

〔県北家畜保健衛生所附属検査施設〕

〒329-2747　栃木県那須塩原市千本松２９８－２４

3　案内図

◇総合案内図

◇県北家畜保健衛生所及び県北家畜保健衛生所付属施設案内図

4　組織及び業務内容

県北家畜保健衛生所は、家畜保健衛生所法（昭和２５年法律第１２号）に基づき、栃木県行政機関設置条例（昭和３９年３月条例第１号）により、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資することを目的に設置されている。

(1)　組織（令和６年４月１日現在）

〔人　　員〕　１９名　（獣医師１７名、行政職１名、畜産職１名）

〔職員構成〕

所長（獣医師）　飛田　府宣

所長補佐（総括）（獣医師）　小池　新平

【防疫第一課】

課長（獣医師）　中村　真弓

課員８名（獣医師６名、行政職１名、畜産職１名）

会計年度任用職員３名（業務支援員、事務補助員）

【防疫第二課】

課長（獣医師）　黒川　由貴江

課員７名（獣医師）

会計年度任用職員３名（臨床検査技師）

(2)　業務内容

ア　防疫第一課

・特定家畜伝染病の防疫強化に関すること
・飼養衛生管理基準の啓発、指導に関すること
・病性鑑定に関すること
・所内庶務に関すること
・施設等管理に関すること
・予算・決算及び会計に関すること
・畜産環境対策に関すること
・家畜衛生の研修及び相談に関すること
・家畜防疫マップシステムの運用に関すること
・情報発信・収集・報告に関すること
・検査精度管理（信頼性確保）に関すること
・備蓄資材の管理に関すること

イ　防疫第二課

・家畜伝染病予防事業に関すること
・家畜伝染病及び家畜伝染性疾病の防疫に関すること
・慢性疾病対策に関すること
・牧野衛生に関すること
・放牧予定牛に関すること
・輸出入検査に関すること
・家畜自衛防疫指導に関すること
・家畜衛生対策事業に関すること
・畜産物安全性向上対策事業に関すること
・医薬品医療機器等法に関すること
・獣医師法及び獣医療法に関すること
・家畜改良増殖法に関すること
・削蹄師、装蹄師及び家畜商に関すること
・検査精度管理（検査部門）に関すること
・毒劇物の管理に関すること

5　管内の概要

(1)　特色

栃木県の北部に位置し、本県畜産の主産地である那須地域の３市２町を管轄区域としている。北は福島県、東は茨城県に隣接していることから、県境における防疫にも留意しながら事業を実施している。

ア　乳用牛は、飼養戸数が県内の約７０％、飼養頭数が約７５％を占めており、本州一の酪農地帯である那須塩原市を中心に、本県酪農の中核を担っている。飼養戸数が減少傾向にある一方で、大規模化が進んでいる。

イ　肉用牛は、飼養戸数が県内の約５８％、飼養頭数が約５３％を占めている。那須塩原市、那須町を中心に黒毛和種の繁殖雌牛の飼養頭数が多く、県内の主要な繁殖地帯となっており、矢板家畜市場への出荷頭数も多く、他の市場に比較して受精卵産子の割合が高いため、全国的にも和牛生産基地として有名である。また、肥育技術も優れており、とちぎ和牛をはじめ、高品質な肥育牛の産地として、市場の評価も高い。

ウ　豚は、飼養戸数が県内の約３３％、飼養頭数が約６２％を占め、企業経営の農場が多いことが特徴で、大規模化も進んでいる。

エ　鶏は、採卵鶏の飼養戸数が県内の約２４％、飼養羽数が約３６％であるが、県内最大規模の農場がある。肉用鶏は飼養戸数が県内の約３６％、飼養羽数が約４％である。近年は愛玩目的の小規模飼養者が増えている。

オ　馬は、飼養戸数が３１戸で県内の約４０％、飼養頭数が３９６頭で県内の約３８％で、競走馬、乗用馬及び観光施設での展示用馬等が飼養されている。

カ　蜜蜂は、飼養戸数が７５戸で県内の約２８％、飼養群数が２，２０１群で県内の約２２％が飼養され採蜜や施設園芸に利用されているが、近年は趣味的な少群飼養者が増えている。

(2)　管内の家畜飼養頭羽数　(R6.2.1 現在、家保調べ)

畜　種	乳　用　牛	肉　用　牛	豚	採　卵　鶏	肉　用　鶏
戸　数	368戸	424戸	53戸	60戸	5戸
頭　羽　数	39,241頭	44,748頭	209,183頭	2,477,897羽	12,757羽
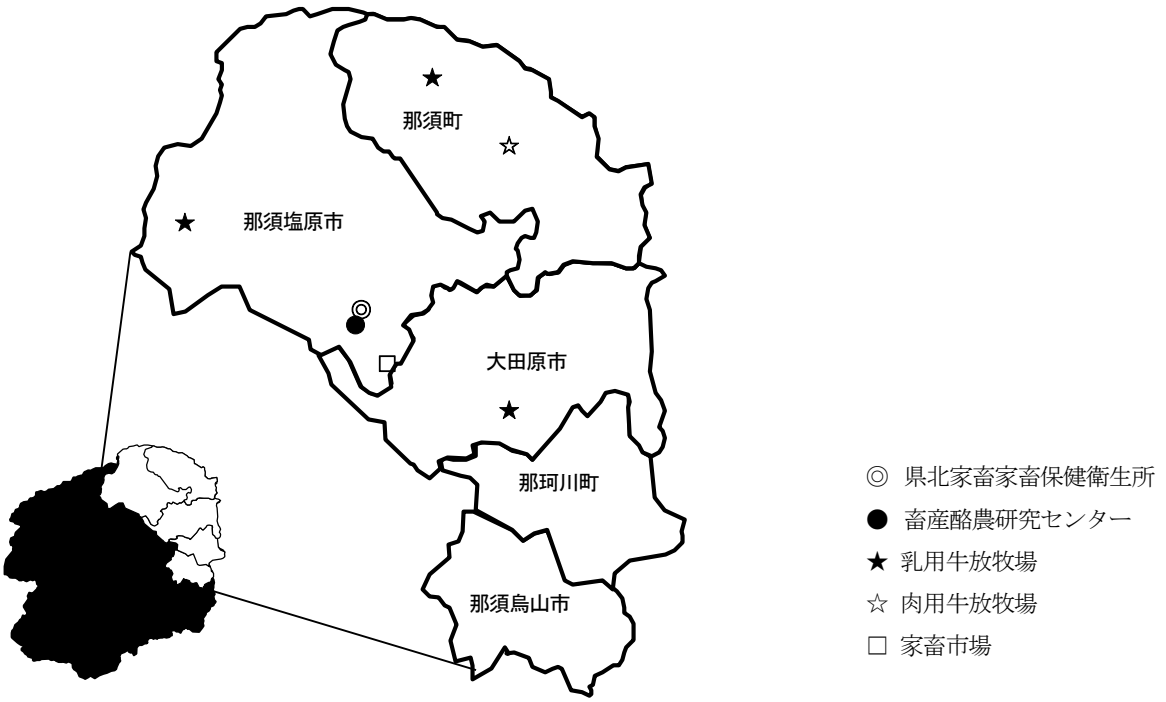
(3)　管内図及び主な畜産施設